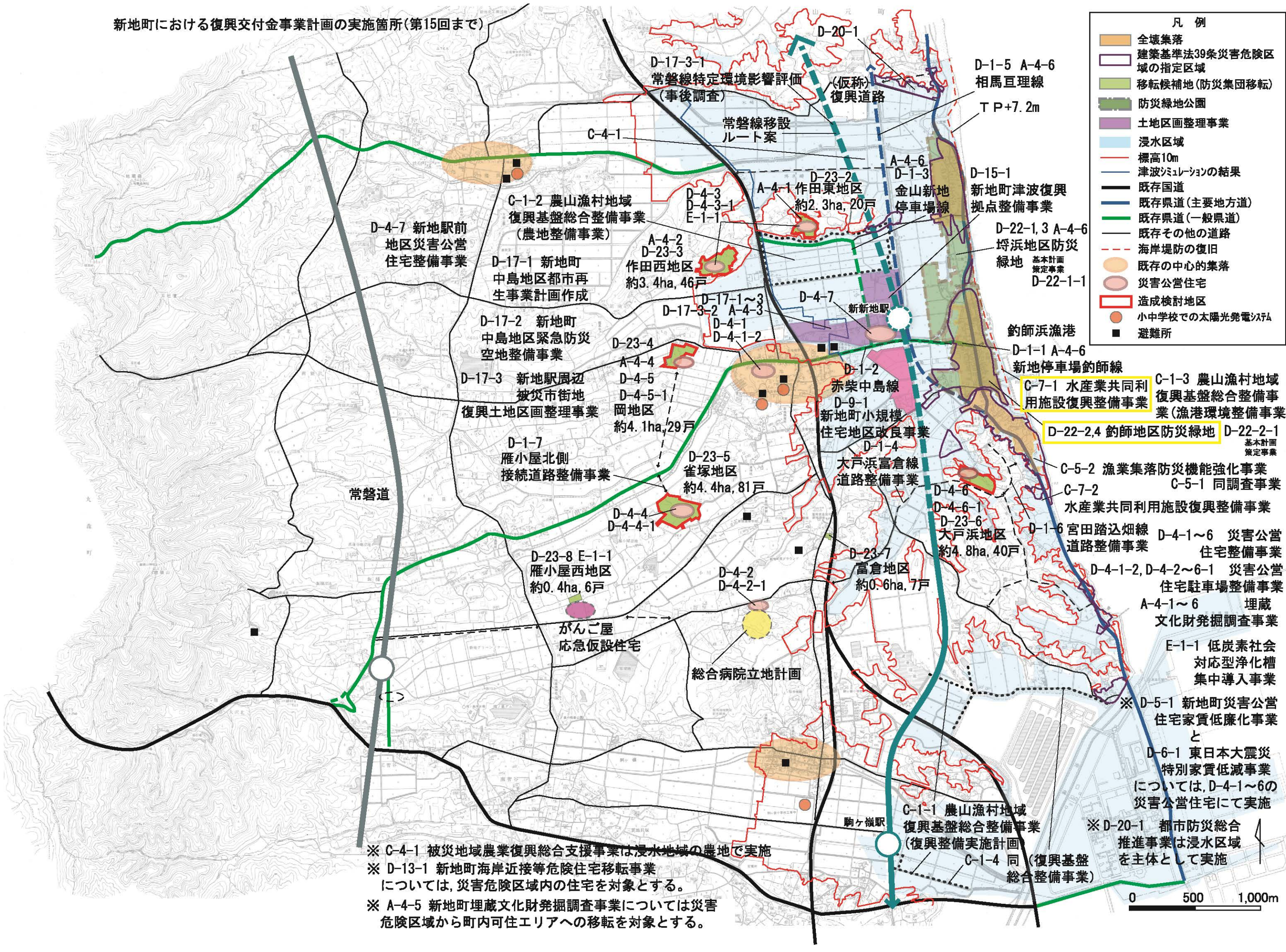


新地町における復興交付金事業計画の実施箇所(第15回まで)



- 凡 例
- 全壊集落
 - 建築基準法39条災害危険区域の指定区域
 - 移転候補地(防災集団移転)
 - 防災緑地公園
 - 土地区画整理事業
 - 浸水区域
 - 標高10m
 - 津波シミュレーションの結果
 - 既存国道
 - 既存県道(主要地方道)
 - 既存県道(一般県道)
 - 既存その他の道路
 - 海岸堤防の復旧
 - 既存の中心的集落
 - 災害公営住宅
 - 造成検討地区
 - 小中学校での太陽光発電システム
 - 避難所

※ C-4-1 被災地域農業復興総合支援事業は浸水地域の農地で実施
※ D-13-1 新地町海岸近接等危険住宅移転事業については、災害危険区域内の住宅を対象とする。
※ A-4-5 新地町埋蔵文化財発掘調査事業については災害危険区域から町内可住エリアへの移転を対象とする。

C-1-3 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(漁港環境整備事業)
D-22-2,4 釣師地区防災緑地
D-22-2-1 基本計画策定事業
C-5-2 漁業集落防災機能強化事業
C-5-1 同調査事業
C-7-2 水産業共同利用施設復興整備事業
D-1-6 宮田踏込畑線道路整備事業
D-4-1~6 災害公営住宅整備事業
D-4-1-2, D-4-2~6-1 災害公営住宅駐車場整備事業
A-4-1~6 埋蔵文化財発掘調査事業
E-1-1 低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業
※ D-5-1 新地町災害公営住宅家賃低廉化事業と
D-6-1 東日本大震災特別家賃低減事業については、D-4-1~6の災害公営住宅にて実施
※ D-20-1 都市防災総合推進事業は浸水区域を主体として実施